



第3章 全体構想

- 1 将来都市像
- 2 将来目標人口の設定
- 3 将来都市構造
- 4 市街化区域の規模
- 5 町土地利用の方針
- 6 都市づくりの方針



第3章 全体構想

1 将来都市像

(1) 都市づくりのテーマ（将来都市像）

第6次新宮町総合計画のまちづくりビジョンに基づき、本計画での「都市づくりの基本的な考え方＝テーマ」を定めます。

第6次新宮町総合計画では、まちづくりの基本理念を、20年後、30年後の社会情勢の大きな変化においても変わらないまちづくりの根幹と捉え、「人を思いやり快適に暮らせるまちづくり」、「環境を活かし次世代へつなぐまちづくり」、「共に活動し共に活躍するまちづくり」の3つを掲げています。この基本理念を実現するために、計画期間の10年間の目指すべき将来像として、「人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう」を掲げています。

なお、基本理念は、SDGs（持続可能な開発目標）と関連させています。

《 基本理念 》

人を思いやり快適に暮らせるまちづくり

【関連する SDGs】



環境を活かし次世代へつなぐまちづくり

【関連する SDGs】



共に活動し共に活躍するまちづくり

【関連する SDGs】



《 将来像 》

人がいきいき 未来をつむぐ 挑戦するまち しんぐう

この中で都市づくりに密接に関連する「人を思いやり快適に暮らせるまちづくり」、「環境を活かし次世代へつなぐまちづくり」を基本的な考え方として、本町の目指す都市の姿は、自然環境と共生し、活かしながら次世代へつなぐ「自立・持続型の、安全・快適で、潤い豊かな、美しい都市づくり」であると言えます。

一方、国においては喫緊の課題である地球温暖化問題に対応するため、「低炭素都市づくり」として、住宅の環境性能向上などの単体対策のみならず、市街地の拡散を抑制し、公共交通活用などの交通対策と組み合わせて「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを目指し、国全体の「生産性」を高める国土構造とすること、建物の更新を面的に推進し併せてエネルギー利用の効率化や未利用・再生可能エネルギーの活用を図ること、あるいは吸収源となる緑地の保全と都市緑化を推進することなどの都市分野の対策を総合的に推進してきました。しかし、これだけでは拠点都市への一極集中による混雑の悪化や周辺地域の衰退、拠点都市の機能停止による周辺都市の機能不全などの課題が発生する可能性があるということから、近年、未来社会の姿「Society5.0」として「自律分散型」の都市づくり、「スマートシティ」の取組が推進されています。これは、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用し、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）とを融合させ、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会の構築を目指す取組です。

この「スマートシティ」の取組は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」を進める上での推進力として期待されており、それぞれの都市または地区全体の最適化が図られる持続可能な「自立分散型」の新しい都市づくりを推進するものです。

このような状況を踏まえ、本町の都市づくりを表現するものとして次のように定めます。

■都市づくりのテーマ(将来都市像)

環境共生 次世代へつなぐ

スマート・コンパクトシティ 新宮

- まちの宝物である海・山・川の自然的要素と、生活に必要な職・住・遊・学の都市的要素を持ち備え、人々とそれら要素が密接につながりを持ち、自己完結性の高い、コンパクトな暮らしやすい都市空間を目指します。
- 都市づくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティの実現を目指します。

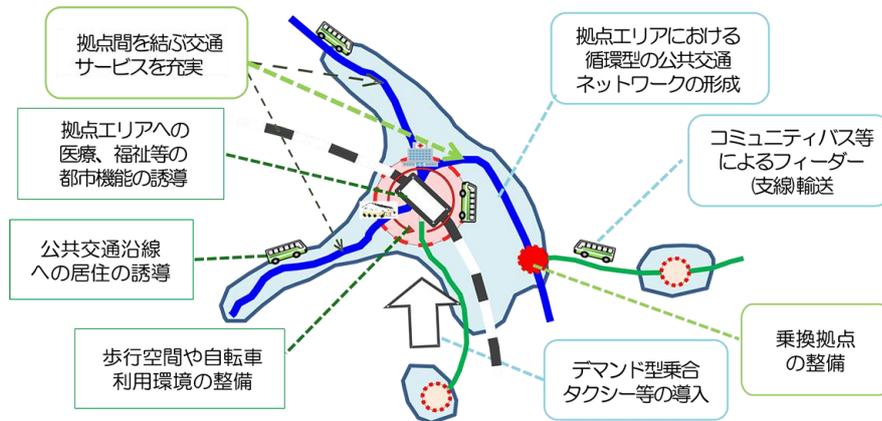
(2) 「コンパクト・プラス・ネットワーク」と「スマートシティ」

「都市の発展を人口の増大やそのための市街地面積の増大に求めるのではなく、都市が将来にわたって維持できる人口や産業の規模を設定し、効果的なインフラ整備や既存市街地の充填と改善、自然環境保全によって、地域全体の環境を成熟させ、コンパクトな空間にアメニティある環境を獲得」という「成熟型のまちづくり」の理念を具体的に都市像として描いたものが「コンパクトシティ」の考え方（概念）です。この「コンパクトシティ」の理念には、持続可能な社会の実現と魅力ある街並みの形成を目指すための知恵が結集しており、これは「低炭素都市づくり」の考え方にもつながっています。本計画がスタートした平成14（2002）年度から、本町ではこの「コンパクトシティ」の考え方を基に都市づくりに取り組んできました。

しかし、コンパクト化だけでは都市圏域やマーケットが縮小してしまいます。このため道路・公共交通と情報通信による「ネットワーク」で周辺を支え、複数の集落などの地域間の「連携」を強化し、人・モノ・情報の交流を促進し、各地域が都市の「多様性」を再構築して発展していくこと、これが「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりです。

また、さらに、この取組の推進力として新たに提唱されているのが「スマートシティ」の取組です。フィジカル空間（現実世界）からセンサーとIoTを通じてあらゆる情報が集積（ビッグデータ）され、人工知能（AI）がビッグデータを解析して、高付加価値を都市づくりに活かし、住民が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間（住民）中心の社会を目指すものです。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」と「スマートシティ」の融合するまちづくりは、「持続可能なまちづくり」、「未来へ挑戦するまちづくり」を掲げる本町にとっては、まさに目指すべき都市像と言えるでしょう。



図：コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ図

出典：国土交通省



図：スマートシティのイメージ図

出典：国土交通省

2 将来目標人口の設定

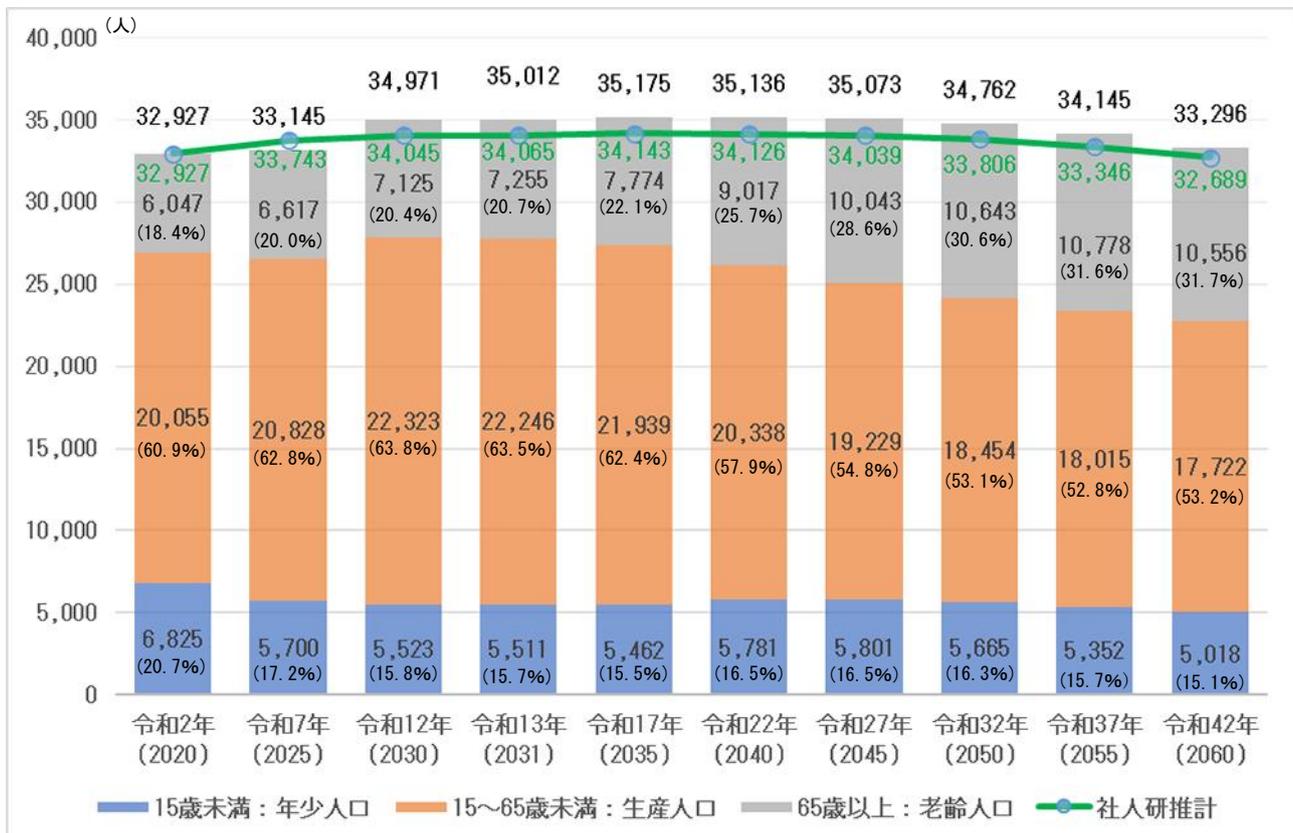
「新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」によると、本町の将来人口は、今後の土地区画整理事業など市街地開発の状況を踏まえ、令和17（2035）年の35,175人まで増加が見込まれており、その後は緩やかに減少に転じ、令和42（2060）年には33,296人と現在の人口を若干上回ると推計されています。

目標年次である令和13（2031）年の将来人口は35,012人と想定します。

なお、本町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口の値を参酌して推計しています。

■将来人口及び年齢別構成の推計

将来人口の想定	令和12（2030）年	34,971人
	令和13（2031）年	35,012人
	令和17（2035）年	35,175人
	令和22（2040）年	35,136人
	令和32（2050）年	34,762人
	令和42（2060）年	33,296人



図：将来推計人口と年齢別（3区分）構成

出典：新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン、国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

3 将来都市構造

都市づくりの目標を実現するために、都市活動を支えるための都市機能の配置とネットワークの形成が重要となることから、将来都市構造としての機能が集積する拠点（範囲、機能）及びネットワークを構成する軸について、次のように設定し、将来都市構造図として示します。

(1) 拠点の設定

都市活動を支える拠点については、集積または担うべき機能等の違いから、中心拠点、防災拠点、交通拠点、文化・交流拠点、憩いの拠点、緑の拠点、歴史拠点の7つを設定します。

ア 中心拠点

本町の主要な交通結節点である JR 新宮中央駅周辺地区に、町全域からの利用が見込まれる医療・福祉、商業、行政等の高次都市機能を集積することにより、生活利便性を高める機能だけではなく、都市全体の活動をけん引し、都市イメージを向上させる役割を目指します。

イ 防災拠点

災害発生時の防災活動拠点となる機能を有した新宮ふれあいの丘公園や、この公園と連携した中長期の避難活動に対応できる機能を配備した新宮東中学校といった公的施設と、避難時の生活支援物資の提供やストックヤード、あるいは健康維持等の支援機能を備えた民間企業が進出予定の三代地区新市街地周辺、また、東部地域に点在する土砂災害警戒区域を考慮し、緊急時の避難や中長期の避難活動に対応できる施設として立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業予定地の一部を防災拠点と設定し、安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

ウ 交通拠点

鉄道、バス等の公共交通機関が集まり、交通結節点となっている鉄道駅を交通拠点と位置付け、交通手段を円滑かつ快適に利用できる環境整備・維持を目指します。また、九州自動車道に接続する新宮スマートインターチェンジ（仮称）についても自動車の交通結節点として交通拠点に位置付けます。

エ 文化・交流拠点

シーオーレ新宮やそびあしんぐうを中心に文化や住民の交流機能が集積する地区に設定し、住民の文化的な都市活動や交流の向上を目指します。

オ 憩いの拠点

新宮ふれあいの丘公園、人丸公園、沖田中央公園、今池公園、杜の宮グラウンド、三代地区新市街地及び立花口地区に設置を検討している観光・歴史・交流広場を憩いの拠点と設定し、住民が集えるレクリエーション活動の場、憩いの空間として整備・保全を目指します。

カ 緑の拠点

立花山一帯、新宮海岸の松林、相島の自然を緑の拠点と設定し、次世代へ引き継ぐべき緑地空間として維持・保全を図ります。

キ 歴史拠点

国指定重要文化財の横大路家住宅周辺や国指定史跡の相島積石塚群、また、戦国時代に脚光浴びた立花山城跡は、本町の由緒ある史跡・文化財であり、これらを歴史拠点と設定し、郷土の歴史に親しめる整備・保全を目指します。

(2) 軸の設定

生活の場と拠点とを結ぶ軸の配置については、まちの骨格軸、広域交流軸、生活圏構成軸の3つの軸を設定します。

ア まちの骨格軸

相島地域から中心拠点、防災拠点を經由し、東部地域の的野地区までをつなぐ軸を重要なまちの骨格軸に設定し、相島地域・西部地域・中部地域・東部地域の町全体を、海・まち・山とつなぎ、多様な交流による町のにぎわいと、安全・安心な魅力ある都市形成を図ります。

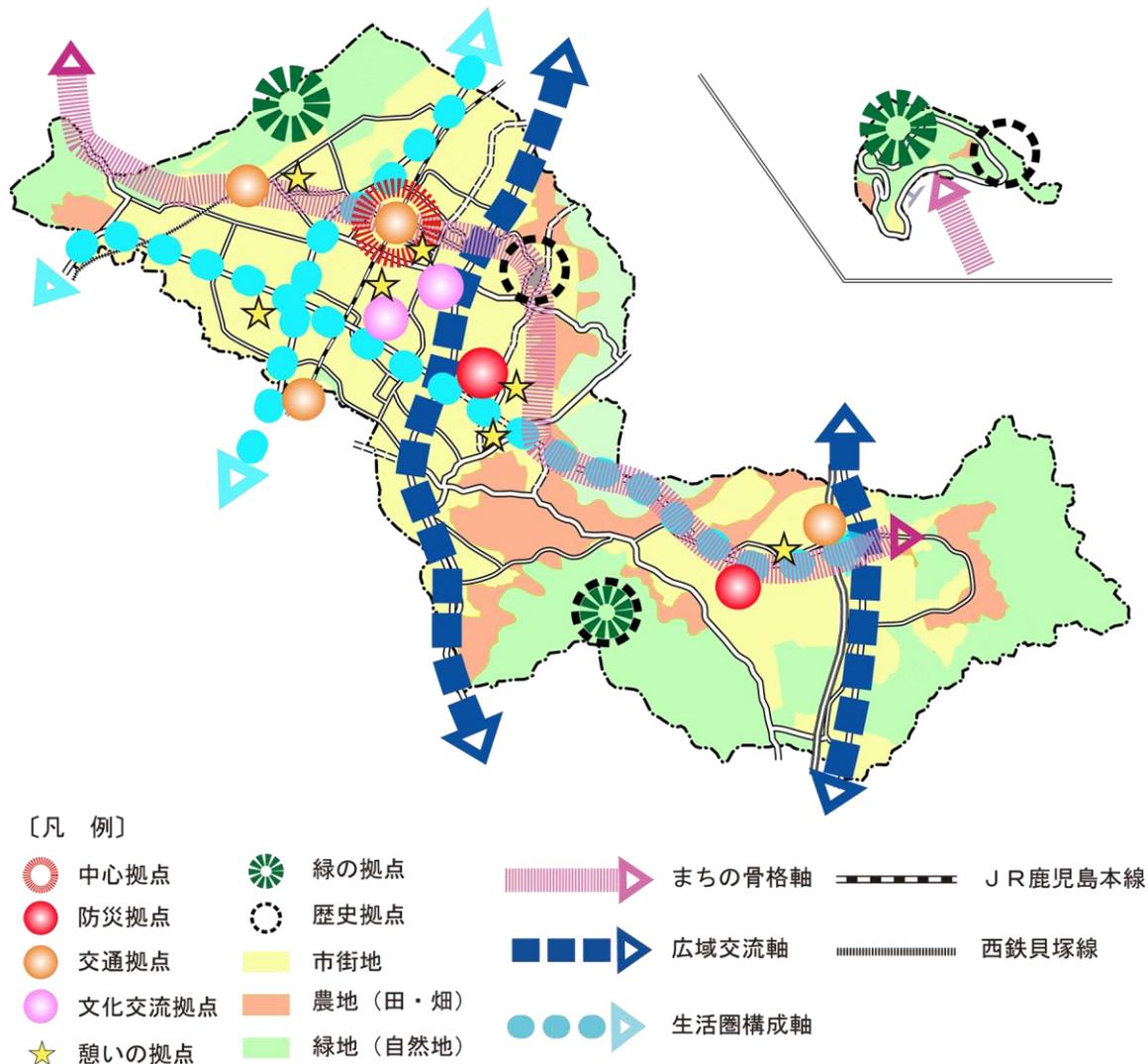
イ 広域交流軸

国道3号、主要地方道筑紫野古賀線は、広域的な道路軸として交通処理機能を担います。また、軸上での沿道型の商業・サービス施設や工業・流通施設の誘導を図ります。

ウ 生活圏構成軸

地域間の交流と生活圏における日常生活の利便性向上を図るため、町内の地域間を結び、主要幹線道路となっている国道495号、都市計画道路三代・的野線及び湊・三代線を住民の日常生活を支える生活圏構成軸として位置付けます。

(3) 新宮町将来都市構造図



4 市街化区域の規模

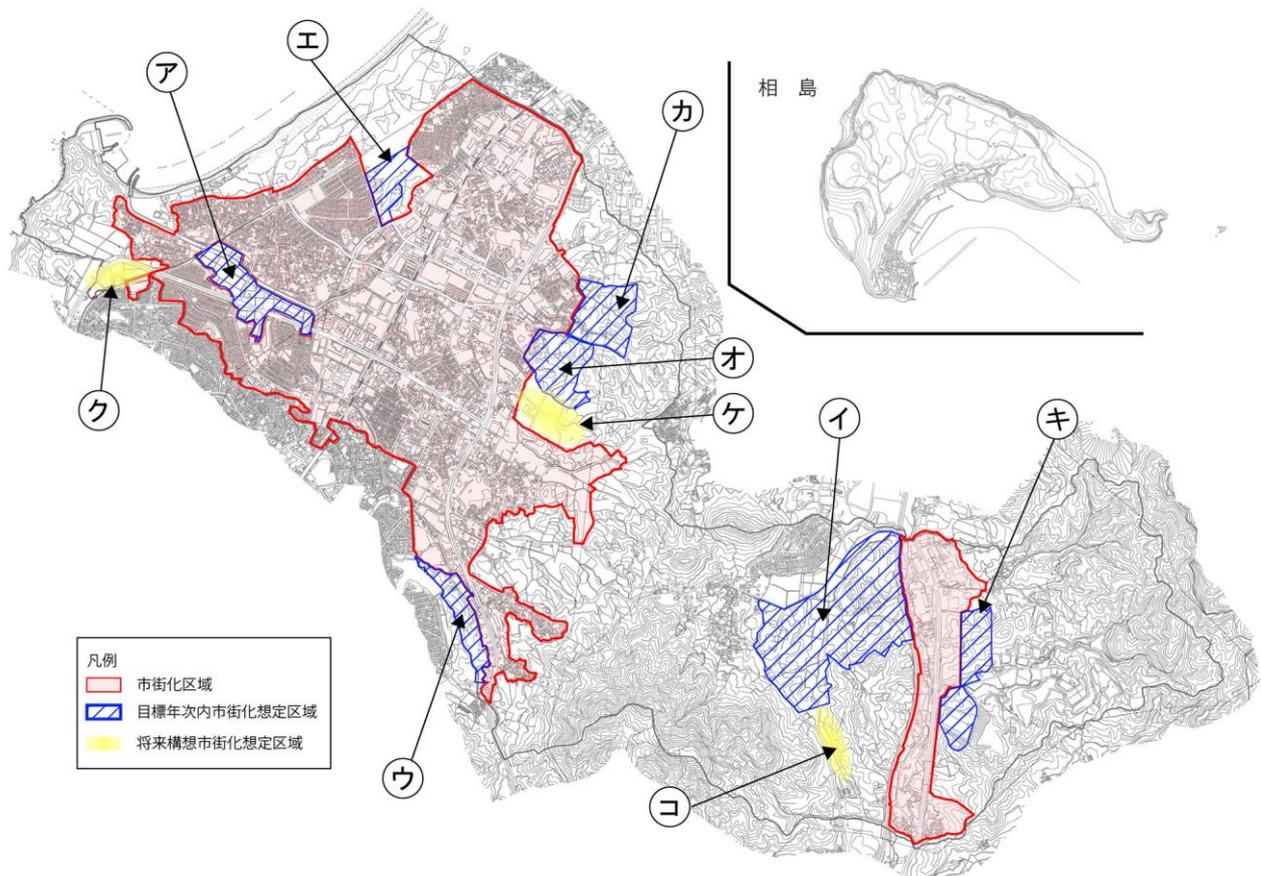
既存の市街化区域（631.0ha）の維持保全に努めるとともに、近年の開発動向や新しい市街地開発計画等を踏まえ、目標年次までに市街化を想定している区域及び将来構想として市街化を検討している区域は次のとおりです。

(1) 目標年次までに市街化を想定している区域

- ア 下府土地区画整理事業区域及び隣接農地
- イ 立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業検討区域周辺
- ウ 国道3号沿線 原上カマト地区
- エ 国道495号沿線 新宮町役場周辺
- オ 新宮ふれあいの丘公園北側 上府灰カフリ地区
- カ 県道小竹下府線沿線 上府北東部地区
- キ 県道筑紫野古賀線沿線 的野寺浦地区

(2) 将来構想として市街化を検討している区域

- ク 県道湊塩浜線沿線 湊地区
- ケ 新宮ふれあいの丘公園周辺地区
- コ 立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業検討区域南西側



図：市街化想定図

出典：新宮町

(3) 本計画における重要な都市づくりの取組

新宮町将来都市構造図及び市街化想定図に示すとおり本町の都市づくりを実現するため、今後の本計画における重要な都市づくりの取組を次のとおりとします。

ア 安全・安心の都市づくり

～三代土地区画整理事業（新宮町災害支援活動拠点市街地整備事業）～

町の防災活動拠点として位置付けられた新宮ふれあいの丘公園と新宮東中学校を含めた三代地区新市街地周辺は、災害時の避難活動に必要な支援機能を備えた市街地を整備するとともに、避難や救援のための道路ネットワークの整備を図り、早期に整備・充実させ、住民が安全・安心に暮らせるまちづくりの核とすることを目指します。また、この防災活動拠点を基盤として、町内全域へ安全・安心を広げていくまちづくりを実現します。



【三代土地区画整理事業区域】

イ 暮らしやすさを実感できる都市づくり ～下府土地区画整理事業～

町の東西の生活圈構成軸に位置付けられた都市計画道路湊・三代線沿道の下府地区は、交通拠点である西鉄新宮駅周辺に位置しますが、地区内に店舗・医療施設などの生活利便施設がほとんど無く、このままでは今後、高齢化と人口減少による地区の衰退が予想されます。よって、幹線道路沿線で周りを良好な住宅地に囲まれた農地を土地区画整理事業等により、生活利便施設と住宅を中心とした市街地整備を進め、歩いて暮らせるまちづくり、暮らしやすさを実感できるまちづくりを実現します。



【下府土地区画整理事業区域】

ウ 東部地域の振興を図る都市づくり

～立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業～

東部地域の交通拠点に位置付けられた新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺は、旧立花口ゴルフ場計画地内にあり、東部地域の振興を目的に、以前より新たな土地利用を検討している地域です。現在、新宮スマートインターチェンジ（仮称）整備計画に併せて、立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業が検討されています。この事業の推進により、東部地域の振興につながるまちづくりを実現します。

また、東部地域には、山間部の地形による土砂災害警戒区域や特別警戒区域が点在しています。緊急時の避難先として、安全に避難活動ができる防災拠点を開発事業と連携して整備し、安全・安心なまちづくりの実現に努めます。



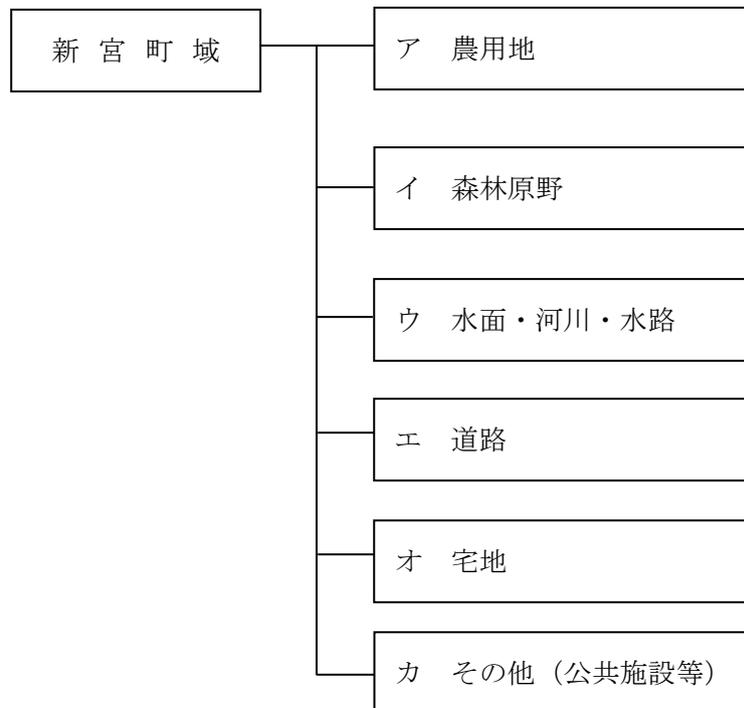
【新宮スマートインターチェンジ（仮称）計画区域周辺】

5 町土地利用の方針

(1) 町土地利用の基本的な考え方

これまでの新宮町国土利用計画では、「今ある町土は、住民全てのかげがえのない公有財産であり、共に守り有効かつ適正に活用していき、次世代の子どもたちにも町土地利用の選択肢を残しつつ健全な状態で次の世代に引き継いでいくものである。」との認識に立ち、「持続可能な発展」の考え方を基本として、地域特性に応じた適正な土地利用の実現を図ってきました。

今後も基本的にこの考え方を継承し、持続可能な人口や産業の規模を設定し、効果的なインフラ整備や既成市街地の充実を図るとともに、本町の豊かな自然や文化、産業、人材など、地域の資源や特性を活かした発展を目指します。そのため、JR新宮中央駅前に創出された新たな都市機能を最大限に活用するとともに、従来から有する貴重な自然環境の保全や活用を図るなど、「持続可能な発展」を基本として、地域の特性に応じた魅力と秩序ある土地利用の実現を図ります。



図：町土地利用体系図

出典：新宮町

(2) 町土地利用の基本方針

ア 循環型のまちを目指す土地利用

環境負荷を減らすとともに、地域資源の有効利用や活用を図ろうとする考え方であり、森林・水辺・農地の連続性の確保による生態系や水の循環の維持など、自然環境と都市環境とが調和した土地利用を目指します。

イ 成熟型のまちを目指す土地利用

身近な自然環境や地域資源が活かされた潤いある風土をつくっていくとともに、魅力ある土地利用を誘導することにより、成熟した快適な居住環境を創出していくことを目指します。

ウ 交流型のまちを目指す土地利用

地域の特性や地域資源を活かした特色や付加価値のある土地利用を進めることにより、地域間の交流や地域の活性化に結びつく土地利用を目指します。

エ 安全・安心のまちを目指す土地利用

災害に対する安全性を高める防災対策の充実や防災拠点の整備、また、災害時の避難活動に必要な支援機能を備えた市街地整備や道路整備を進めることにより、災害に強く、住民の安全・安心につながる土地利用を目指します。また、災害リスクをできる限り回避させるため、安全な地域への居住誘導に取り組みます。

(3) 利用区分別の町土地利用の基本方針

ア 農用地

農用地は農産物を生産する場のみならず、雨水の保水機能や自然景観の保全機能をはじめ、多様な生態系を育むとともに、人々に安らぎを提供する場でもあります。また、今日では安全・安心な農作物の生産や、地産地消による農業振興が求められており、本町においても地域特性に応じた営農環境の整備や農地の利活用が必要です。

このため、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用により、優良農用地を確保するとともに、その有効利用を促進します。農用地の整備に当たっては、意欲ある担い手への利用集積を促進するなど農作業の集約化・効率化を推進します。

さらに、福岡市に隣接する好立地を活かした都市近郊型の農業として、小規模で集約的な農地活用を推進するとともに、これまでの高収益型園芸産地育成事業の拡充や、農地の有効利用としての市民(体験型)農園や観光農園、さらには直販施設の充実など多面的に営農環境の充実を図ります。

一方、耕作放棄地の把握を進めるとともに、地域に調和し、地域のニーズに応じた土地活用を検討し、耕作放棄地解消に努めます。また、都市的土地利用の可能性の高い農地は、周辺農業環境との調和を図りながら、転用など土地利用の検討も行います。

イ 森林原野

森林は木材生産機能のみでなく、土砂崩壊防止機能、水源かん養機能、景観保全機能、二酸化炭素吸収機能、レクリエーションの場の提供など多面的機能を有しており、人々の生活を支える大切な資源です。

このため、これらの機能を最大限に発揮させるために適切な維持管理を行うとともに、人々が憩える場として多面的な活用を図っていくことを検討していきます。

また、都市的土地利用を進める場合は、周辺の自然環境との調和を図りながら適切な土地利用方法を検討します。

ウ 水面・河川・水路

町内に点在するため池などは、農業用水としての利水機能のみならず、災害を防止する調整池の機能を有していることから、計画的な改修を推進するとともに適切な維持管理を図ります。また、親水レクリエーションの場として地域における貴重な水辺環境を創出していきます。

河川・水路については、洪水や浸水などを防止し、地域住民の安全性を確保するための整備を進めます。その際、河川が本来有している様々な機能を考慮しながら、河川空間におけるレクリエーションの場、憩いの場として周辺環境に配慮した整備と活用に努めます。

また、水質浄化を図るため、公共下水道の整備を図るとともに、良好な水辺環境の確保に努めます。

エ 道路

安全で快適な生活環境を確保し、地域の特性を活かした特色ある発展を目指すため、南北の広域交通網と東西の主要交通網との有機的な連携を図り、都市計画道路をはじめ、幹線道路から生活道路に至るまで、総合的な交通体系を確立します。

また、車両交通の安全性を確保するとともに、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性を確保するため、ゆとりある歩道空間の整備やバリアフリー化などにより、人にやさしい道路空間を形成します。

また、狭あい道路（幅員 4m未滿の狭い道路）については、セットバックによる道路幅員の確保を推進します。

オ 宅地

人口減少、少子高齢化や環境負荷の軽減に対応した機能的でコンパクトな市街地の形成を目指すため、環境にやさしい都市環境の形成に努めるとともに、地域の特性を活かしながら適切で秩序ある土地利用を誘導します。

住宅地については、快適で良好な住環境を形成するため、基本的に公共交通の利便が良い箇所において、地域の実情に応じた適切な都市計画法上の手法を導入し推進していくとともに、都市景観を踏まえた街並みを形成します。

商業地については、幹線沿いの秩序ある沿道環境の保全に努めます。また、新たな商業機能の集積については、周辺住環境へ配慮するとともに、駅周辺などの利便性の高い施設の立地を誘導します。

工業及び物流用地については、周辺環境との調和を図り、秩序ある工業環境の保全に努めるとともに、一部、立地条件に応じた適切な他用途への転換について検討します。また、インターチェンジ周辺など地域の優位性や特性に応じた新たな工業及び物流用地の整備を検討します。

カ その他

住民が幸福で文化的な生活を営むため、地域内外の交流機会の充実など多様化する住民ニーズを的確に把握し、文化活動や憩いの場の確保に努めます。

このため、住民のための公共施設、レクリエーション施設の充実と有効活用を図っていきます。

公共施設については、既存の公共施設の有効利用を前提として、宅地化の進展や人口動態を勘案しながら必要に応じて施設整備を計画的に進めます。

史跡を含む指定文化財などについては、周辺地区を含めた一体的な環境整備を計画的に進めます。

レクリエーション施設については、PFI 事業など民間の資金や技術力の活用も視野に入れ、自然環境や周辺環境に配慮した整備に努めるとともに、地元の意向を踏まえた施設の整備を進めます。

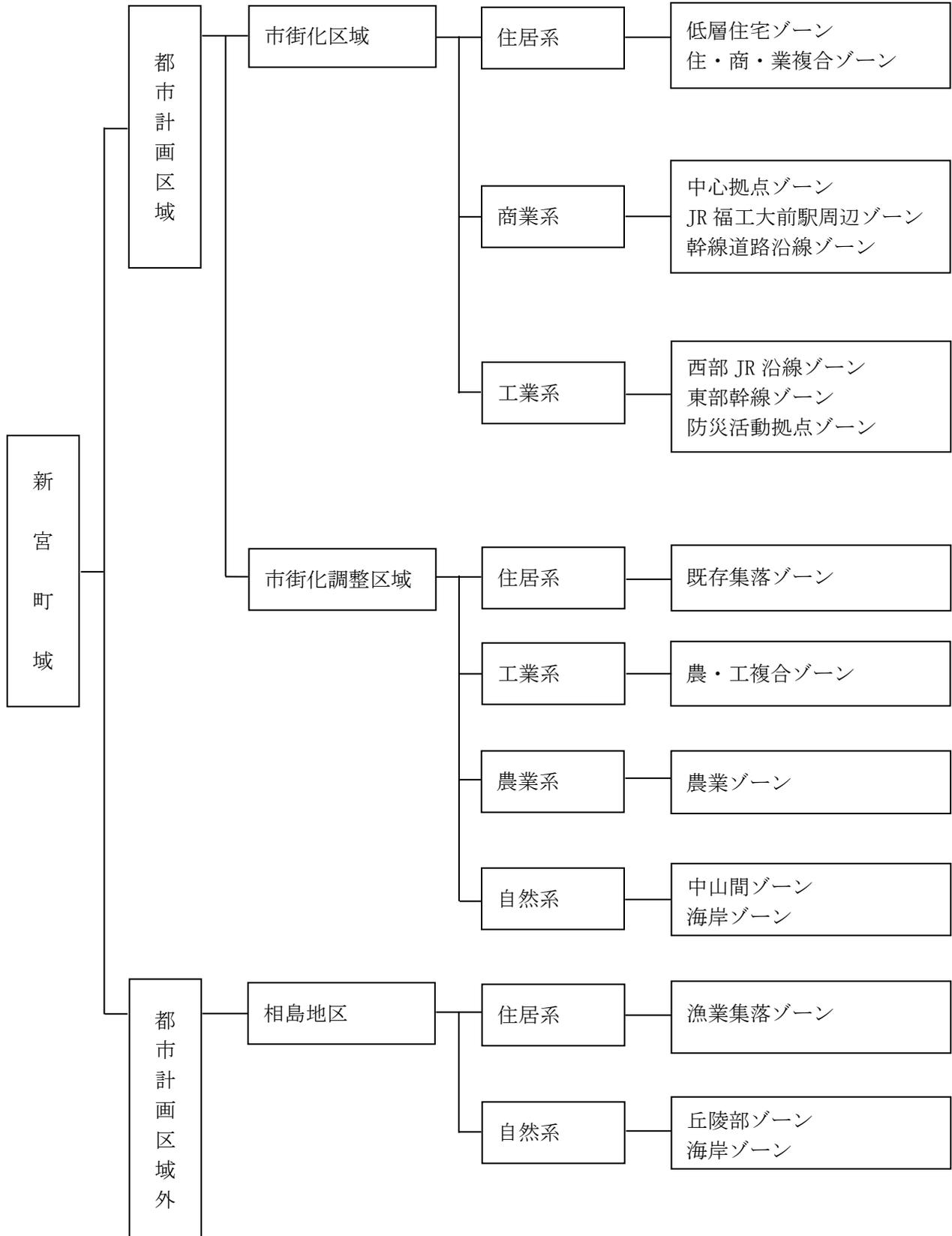
その他の施設地については、霊園、鉄道敷き、民有林に指定されていない山林、道路や造成宅地の法面、耕作放棄地となった原野などがあり、その機能を考慮し維持保全を図ります。

6 都市づくりの方針

(1) 土地利用の方針

ア 土地利用の体系

本町の土地利用の体系は以下のとおりとします。



イ 土地利用の基本的な考え方

本町では、環境共生の理念に基づき、区域区分制度を活用しながら自然的要素と都市的要素との共生を基本とし、樹林地・農地の適正な保全・活用と市街地形成のための開発とのバランスがとれた魅力と秩序ある計画的な土地利用の展開を図ります。

市街地形成に当たっては、極力市街地の拡大を行わず、既存市街地の成熟を基本とし、コンパクトシティの考え方（概念）に基づく土地利用を図ります。

また、良好で活力ある市街地を形成するため、土地区画整理事業や地区計画等の整備手法を積極的に導入します。

さらに、都市全体の構造を見渡しながらか新宮町立地適正化計画に基づき、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導、これらと連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進します。

- (ア) 市街化区域においては、住居、商業・業務、工業等の各用途において魅力ある良好な市街地形成を目指し、現況の土地利用や今後の市街地整備等を踏まえ、用途規制をはじめ地区計画や条例・要綱等の各種制度を活用し、それぞれの地域特性を活かしながら、適切な土地利用を進めます。
- (イ) 住居と住居以外の用途が混在している地区では、地域特性を踏まえながら、調和を図るとともに、必要に応じて地区計画等の制度を活用し、良好な環境形成を進めます。
- (ウ) 市街化区域に隣接する市街化調整区域においては、無秩序な市街化の抑制を前提としながらも、土地利用の状況に応じて、地区計画等を活用し、良好な居住環境や工業環境の形成を図ります。
- (エ) 市街化調整区域においては、無秩序な市街化を抑制し、良好な田園環境や森林環境の保全を図ります。
- (オ) 相島地区においては、漁業集落は現状の住宅地としての土地利用を維持し、山林や海岸などの自然環境は、景観及び生態系保全、災害防止、水源涵養などの観点から貴重な自然空間として保全・活用していきます。

【関連する SDGs】



ウ 土地利用の方針

将来都市構造を基本として、それぞれのゾーンで行われる都市活動を支える拠点及び軸の配置を踏まえた土地利用を促進するため、土地利用を次のように区分し、適正に誘導します。

土地利用ゾーン		土地利用の方針
市街化区域	住居系	定住環境を確保するため、道路、公園、下水道などの都市基盤の整備、充実に図りつつ、都市空間に潤いや賑わい、安らぎ、ゆとり、美しさといった、多様な都市の魅力を提供する良好な居住環境を有した市街地を形成します。
	低層住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● コモンライフ、湊坂、桜山手、杜の宮、シンプレット新宮などの計画的に開発・整備された住宅地においては、緑豊かでゆとりと潤いのある居住環境の維持・形成を図ります。 ● 緑ヶ浜、上府、夜臼地区などの戸建住宅の多い既成住宅地は、緑のある良好な居住環境の実現を目指し、低層住宅地を中心とした土地利用を推進します。 ● 原上地区など昔ながらの集落が残る地区は、建造物の保全を検討するとともに、集落環境と調和した土地利用を図ります。 ● 下府農地や湊農地は、便利で快適な住宅地としての土地利用を推進します。
	住・商・業複合ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道駅周辺の住宅と商業・業務施設が混在して立地している地区では、商業機能の充実に図りながら、利便性の高い、良好な居住環境の形成を図ります。 ● 下府、夜臼、上府、三代地区などの既成住宅地は、適切な高度利用によるオープンスペースの有効利用など、商業・業務施設と調和した良好な居住環境を推進します。
	商業系	中心拠点に交流機能の充実に図りつつ、住民生活の利便性を高め、地域環境と調和した魅力ある商業・業務地の形成を推進します。 また、三代地区の災害支援活動拠点市街地には、災害発生時に防災活動拠点と連携する商業施設等の立地を目指します。
	中心拠点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● JR 新宮中央駅周辺地区は、商業・業務、サービス、医療、福祉、文化、居住等の各種都市機能を複合的に集積するとともに、駅周辺の居住環境に配慮しつつ、中高層住宅による都市型居住を進め、上質な都市型の洗練されたライフスタイルを実現できる利便性の高いまちづくりを進めます。
	JR 福工大前駅周辺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● JR 福工大前駅及びその周辺地は、住宅と商業・業務施設等が調和した複合系の商業地の形成を推進します。
幹線道路沿線ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道 3 号及び国道 495 号の沿線は、背後の住宅地との調和を図りながら、幹線道路の特性を活かした沿道型の商業施設やサービス施設の誘導を図ります。 ● 整備予定の都市計画道路三代・的野線沿線は、中長期の避難活動時の生活支援物資の提供やストックヤード、あるいは健康維持等の支援機能を備えた防災活動拠点と連携する商業施設の立地を目指します。 ● 都市計画道路湊・三代線沿線の下府農地は、生活利便施設など商業施設の立地を目指します。 	

	工業系	<p>産業振興策等と連携しながら、本町の立地条件を活かした都市型産業、物流施設の立地など、工業・物流機能の強化を図る一方、周辺環境との調和を図るための敷地内緑化等の環境整備を進め、良好な操業環境の維持・向上を推進します。</p> <p>また、三代地区の災害支援活動拠点市街地には、災害発生時の防災活動拠点と連携する工業・物流施設の立地を目指します。</p>
	西部 JR 沿線ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● JR 鹿児島本線と国道 495 号に挟まれた下府・緑ヶ浜地区及び上府雨堤地区は、本町の中心的な工業地として、良好な工業環境の保全を図るとともに、周辺環境との調和を図ります。
	東部幹線ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要地方道筑紫野古賀線沿線は、流通業務施設及び工業施設を適切に配置するとともに、周辺の住宅地と調和した良好な工業地の形成を図ります。 ● 都市計画道路三代・的野線沿線の新宮スマートインターチェンジ（仮称）計画地周辺は、周辺環境に配慮しつつ、日常生活に必要な都市機能や流通業務施設等の土地利用を検討し推進します。
	防災活動拠点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害支援活動拠点市街地には、中長期の避難活動時の支援物資の提供やストックヤード等の機能を備えた防災活動拠点と連携する工業・物流施設の立地を目指します。
市街化調整区域	住居系	<p>集落のコミュニティ維持のため、地区計画制度や特別指定区域制度を用いて必要な開発誘導や建築許可による定住環境の確保を図り、緑豊かな住環境の保全を目指します。</p>
	既存集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 花立花地区は、東部地域の定住化を推進する住宅地として、良好な居住環境を備えた低層住宅地としての土地利用を促進します。 ● 的野、立花口などの集落地区は、現状の良好な集落環境を保全するとともに、定住化を推進します。
	工業系	<p>市街化区域内にまとまった規模の工場適地を配置することが困難であることから、産業誘致施策との連携の下、公害の抑制、災害防止、交通安全等の確保、緑化の推進など、周辺の集落や自然環境との調和を図りながら、地区計画制度などを活用し、計画的な土地利用を図ります。</p>
	農・工複合ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 立花口工業団地及び山ノ口工業団地については、周辺環境に配慮した良好な工業環境を保全していきます。 ● 寺浦農工団地とその周辺地については、良好な工業環境の保全のため、地区計画等を活用し、周辺環境に配慮した工業環境の形成を図ります。 ● 市街化区域縁辺部においては、農地の無秩序な市街化の抑制を前提としながらも、市街化が見込まれる場合には、地区計画等を活用し、周辺環境に配慮した工業環境の形成を図ります。 ● 上府北東部地区においては、良好な交通アクセス性を活かした工業系の土地利用を推進します。その際、隣接する国指定の重要文化財である横大路家住宅（千年家）や農地などの周辺環境に配慮した工業環境の形成を図ります。

	農業系	<p>集落地での良好な住環境の保全に努めるとともに、農産物の加工、販売等と一体化した6次産業化やスマート農業を通して農業の活性化を図り、優良農地の保全、荒廃農地を再生し、営農環境の維持を図ります。</p>	
	農業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 農用地（湊、上府、三代、原上、立花口、的野地区）は、農産物を生産する場のみならず、雨水の保水機能や自然景観の保全機能をはじめ、多様な生態系を育むとともに、人々に安らぎを提供する場でもあります。また、今日では安全・安心な農作物の生産や、地産地消による農業振興が求められています。このため、農業振興地域制度などの適正な運用により、優良農用地を確保するとともに、貴重な自然環境や田園環境として保全します。 ● 福岡市に隣接する好立地を活かした都市近郊型の農業（小規模で集約的な農地活用等）を推進するとともに、これまでの高収益型園芸産地育成事業の拡充や、市民（体験型）農園、観光農園、さらには直販施設の充実など多面的に営農環境の充実を図ります。 ● 地元農産物の販売拡大支援や地産地消の促進、土地持ち非農家が所有する耕作放棄地の生産普及などにより、農地の有効活用を図ります。 ● レクリエーション的土地利用、または都市的土地利用の可能性の高い農地は、周辺の環境や地域農業との調和を図りながら適切な土地利用を検討します。 ● 荒廃農地の再生については、「営農」、「観光」、「交流」、「低炭素都市づくり」といった様々な視点から、環境共生のモデルとなる新たな取組を検討します。 	
	自然系	<p>本町の有する貴重な自然環境は、保全を図りつつ、身近に自然と触れ合える場として、適切な利用を図ります。</p>	
相島地区		中山間ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道3号東部の丘陵地、東部の立花山一帯、的野・寺浦の林地については、自然環境及び土砂崩壊防止、水源涵養、レクリエーションの場など多面的機能をもつ観点から貴重な緑地空間として保全していきます。 ● 河川やため池は、農業用の利水機能のみならず、調整池としての災害防止機能を有していることから、計画的な改修を推進するとともに、適切な維持管理を図っていきます。
		海岸ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 玄海国定公園の一角をなす新宮海岸や松林などの自然環境は、自然景観及び生態系保全、親水、レクリエーションの場など多面的な機能を有することから貴重な水辺空間や緑地空間として保全していきます。
	住居系	漁業集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁業集落は、現状の住宅地としての土地利用を維持していきます。
	自然系	丘陵部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 丘陵部の景観及び生態系保全、災害防止、水源涵養などの観点から貴重な緑地空間として保全していきます。
		海岸ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 相島積石塚群などの史跡を含む海岸は、自然景観及び生態系保全、親水、レクリエーションの場など多面的な機能を有することから貴重な水辺空間として保全していきます。

(2) 都市施設等の方針

ア 道路・交通体系の方針

(ア) 道路・交通体系の基本的な考え方

本町では、将来の更なる高齢化を見据え、人にやさしい、歩いて暮らせるまちの実現に向けて、公共交通の充実と都市計画道路の早期整備により、交通ネットワークの充実を図るとともに、安全で快適な道路環境の整備を図ります。

なお、道路整備においては、環境への配慮、財政負担の軽減から、できるだけ現存する道路の拡幅などの整備を優先します。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現のため、交通ネットワークの充実を図ることで、町内の拠点ごとの役割分担にあった必要な都市機能の整備・充実と相互補完を図り、拠点間の連携を強化します。

【関連する SDGs】



(イ) 道路の整備方針

a 歩行者・自転車ともに利用しやすい道路環境整備

歩行者や自転車利用者が安心して快適に移動できるように、まちの骨格軸や生活圏構成軸を中心とした歩行者・自転車ネットワークを形成します。

歩行者・自転車ネットワークの形成に当たっては、歩行者と自転車の空間分離、道路空間の再配分等による歩道の拡幅、車の速度を抑制する工夫等を行うことで、誰もが安全に安心して移動できる道路空間の整備を進めます。

道路空間の整備に当たっては、関係機関と通学路合同点検などを行い、快適で楽しく歩ける工夫、交通安全への配慮、無電柱化の検討に努めるなど、景観的な配慮も行います。

b 幹線道路網等の整備

幹線道路の渋滞緩和や防災機能の向上を図るため、都市計画道路など道路ネットワーク全体の検証を行い、計画ルートの新設・見直し・廃止について検討します。

また、町内の幹線道路を広域幹線道路、主要幹線道路、補助幹線道路に区分し、各道路が担う役割を明確にするとともに、整備を進め、安全で快適な道路ネットワークを形成します。

各道路の役割及び整備方針は次のとおりです。

(a) 広域幹線道路

主として広域の自動車交通を円滑に処理する機能とともに、沿道における広域的な都市活動を誘導する機能、延焼遮断帯、物流の効率化による企業立地の促進、観光・商業の活性化等の役割を担います。

慢性的な交通渋滞を緩和するための円滑な交通処理等を国や福岡県に働きかけていきます。

(b) 主要幹線道路

町内外または町内の地域間を連絡し、各種交通を処理する機能とともに、沿道における都市活動を誘導する機能を担います。このうち広幅員の道路は、延焼遮断帯、緑化による緑の軸の形成等の役割も担います。

都市計画道路三代・的野線については、東西連携を強化する重要な連絡軸として、また、防災活動拠点へのアクセスに無くてはならない重要な幹線道路として、土地区画整理事業等に併せて計画的に整備を推進します。

(c) 補助幹線道路

広域幹線道路、主要幹線道路を補完するとともに、住民生活に身近な施設へのアクセス等の機能を担います。

歩行者などの安全性、利便性、快適性の確保や、地区の防災性の向上を図るため、歩道の改良や路側帯の確保などを考慮した生活道路としての改良・整備を進めます。また、道路パトロールにより、各路線の状態を把握し、計画的な補修を行い、効率的で効果的な維持管理を行います。

c 新宮スマートインターチェンジ（仮称）の整備

東部地域の振興のため、国や福岡県等と協議・連携しながら九州自動車道接続の新宮スマートインターチェンジ（仮称）の整備を推進します。

d 低炭素都市づくりの視点からの道路整備

バイオスウェールの整備による雨水の地中への浸透、路面温度の上昇を抑制する舗装など、低炭素都市づくりの視点からの道路整備を進めるとともに、街路樹や植栽帯の適切な配置と維持管理を進めます。

(g) 公共交通や交通施設の整備方針

a 総合的な公共交通体系の推進

鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通における、情報・移動・運賃におけるシームレス化（継ぎ目の解消）を図り、利便性の向上を目指します。

また、自動車に頼りすぎない日常生活が送れるよう交通結節点の強化とともに、パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライドの普及に向けた駐車場・駐輪場の充実や、コミュニティサイクルの導入等について検討します。

b 公共交通の利用促進

(a) 鉄道駅・交通結節点

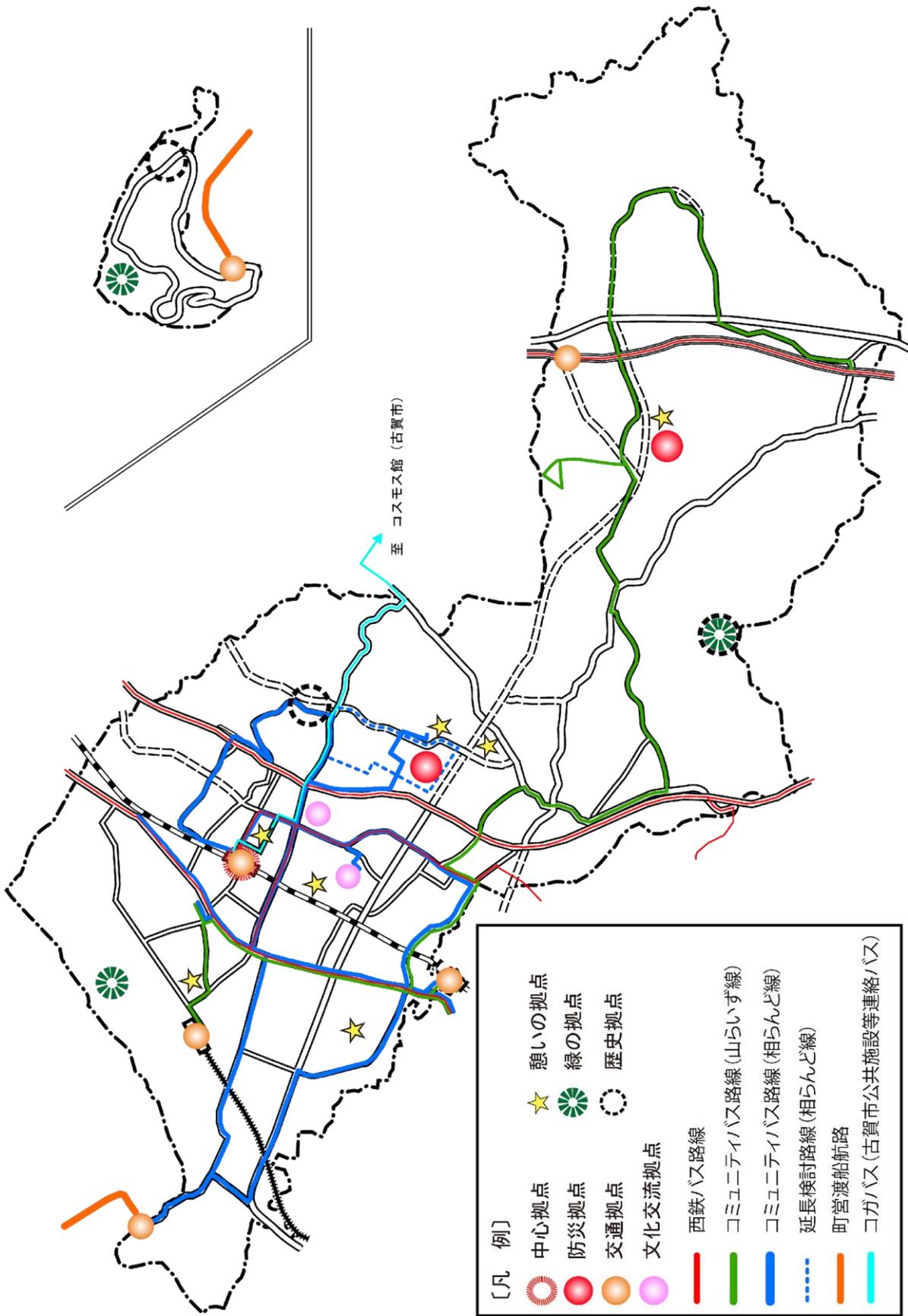
JR 新宮中央駅、JR 福工大前駅及び西鉄新宮駅においては、駅前広場や周辺整備は完了しており、今後も適切な維持管理を推進します。また、自転車利用者の利便性を向上するとともに、放置自転車を抑制するため、駐輪場の適正な管理運営を推進します。

(b) バス

コミュニティバスについては、公共施設の利用促進と高齢者・障がい者など交通弱者に対する交通手段の確保に向けて、路線や運行本数の見直し、広域連携による新規路線の検討等を行い、利便性の更なる向上を図ります。また、停留所周辺における段差解消等、利用者環境の向上を目指します。

(c) 町営渡船

運行ダイヤの見直しや待合所のバリアフリー対応など、運航サービスの向上を推進します。



図：交通ネットワーク図

出典：新宮町

イ 公園・緑地の方針

(ア) 公園・緑地の基本的な考え方

都市基盤、グリーンインフラとして、多様化するレクリエーション需要への対応や、豊かな自然の活用、防災性を考慮した安全・安心な都市づくりなど、それぞれの目的に応じた公園・緑地の整備及び再整備を、民間活力の導入も視野に入れながら計画的に行います。

また、公園の管理運営に関しては、公園施設を計画的に更新・改修を行うとともに、住民や民間活力の導入も含めて、公園管理の充実を図ります。

【関連する SDGs】



(イ) 公園・緑地の整備方針

c 公園・緑地の整備

- (a) 既存の市街地では、住民の健康増進や憩いと安らぎの場として、利用のしやすさに配慮しながら、既設公園の再整備や公園施設長寿命化計画の策定を行い、適切な維持管理に努め、公園施設の長寿命化を図ります。
- (b) 心身の障がいの有無、国籍、年齢に関わらず、どんな人でも利用できる、過ごしやすい公園、いわゆる「インクルーシブな公園」の整備に関するガイドラインの策定を検討します。
- (c) 河川、ため池等の水辺空間の自然環境や史跡等の歴史環境を活かした公園・緑地の整備に努めます。
- (d) 既設公園が地域の身近な公園となるよう、住民や団体等の参加・協力を得ながら適正な維持管理に努めます。
- (e) 防災公園である新宮ふれあいの丘公園については、安全・安心のまちづくりの核とすることはもちろん、こどもから高齢者まで幅広い世代が利用できるよう、民間活力の導入も視野に入れ、計画的な整備を推進します。また、地球温暖化の緩和（二酸化炭素吸収源対策）、ヒートアイランド現象緩和、生物の生息・生育環境の保存、雨水の浸透など、グリーンインフラとして都市環境の維持・改善に資するため、植栽帯、芝生広場など園内の緑化を推進します。
- (f) 東部地域の寺浦公共広場については、東部地域の振興につながる活用方法を検討し、民間活力の導入など様々な整備手法を検討します。

d 自然緑地の保全・整備

- (a) 玄海国定公園区域内の良好な自然が保たれている新宮海岸の松林や立花山一帯の森林、相島の自然環境などは、関係法令の厳正な運用などにより保全・整備を図ります。特に新宮海岸の松林や立花山一帯の森林については、多面的活用や荒廃対策として、森林セラピーロードの認定に向けた取組を推進します。
- (b) 市街地内に点在する樹林地やため池などの水辺と、市街地を取り巻く里山や農地などの緑地は、グリーンインフラとして生態系の保全、水資源の涵養など、環境保全機能の高い

貴重な資源であるため、風致地区・緑地保全地区・保存樹林・生産緑地の指定、市民緑地制度の適用などによって保全・活用を図るとともに、ウォーキングコース整備等により身近な自然とふれあい憩える空間の創出を推進します。

e 市街地緑地等の保全・活用

- (a) 市街地に残る貴重な農地は、農業振興施策と連携しながら営農を促進するとともに、市民農園などによる都市住民の交流の場として保全に努めます。
- (b) 市街地にある緑地は、グリーンインフラとして災害時の一時的な避難地や、被害発生を局所的に食い止める空間といった、建築物が建ち並ぶ都市における貴重なオープンスペースとしての役割を持つため、その保全と確保に努めます。

f 市街地緑化の推進

- (a) 道路や公園、学校などの公共施設の緑化においては、施設整備に合わせ十分な緑地を確保するとともに、既存公共施設においても、樹木の保護・育成に努めるなど、公共緑化を推進します。
- (b) 民有地の緑化については、開発団地での緑地協定の締結を促進するとともに、既成市街地においても、「新宮町生け垣づくり奨励事業」の推進により、緑被率を高めるよう誘導を図ります。また、商業地、工業地の緑化については、事業者との協定締結や地区計画により敷地内緑地や外周の緩衝緑地帯設置を促進します。



【沖田中央公園】



【人丸公園】



【白砂青松の新宮海岸】

ウ 河川・水路の方針

(ア) 河川・水路の基本的な考え方

頻発化・激甚化する自然災害に備え、河川の治水対策等のハード整備を行うとともに、避難のためのガイドラインの作成やハザードマップを活用した地域住民への周知などのソフト対策も併せて進めます。

また、湊川をはじめとする河川、水路等は、自然環境や生態系の保全、水質保全・浄化、水辺空間の整備など、生態系ネットワークの形成を図り、グリーンインフラとして市街地の貴重なオープンスペースとしての魅力向上を図ります。

【関連する SDGs】



(イ) 河川・水路の整備方針

- a 人口が集中する既成市街地を流れる県営河川湊川及び牟田川は、福岡県策定の湊川水系河川整備基本方針及び河川整備計画に基づいて、治水対策を促進します。
- b 福岡県策定の湊川水系河川整備基本方針では、将来的にはおおむね 30 年に 1 回の確率で起こりうると予想される大雨を安全に流下させるよう河川の改修を行うこととされています。よって、できるだけ早期に新たな河川整備計画が策定され改修が進むよう、福岡県に働きかけます。
- c 湊川の河川改修においては、治水・利水面との調和を図りつつ、河川が本来持つ生物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の保全とともに、多様な水際環境による地域住民の憩いの場、環境学習などの豊かなふれあいの場の創出について、グリーンインフラとして地域住民との協働による多自然川づくりの取組を福岡県と協力しながら促進していきます。
- d 湊川河口のプレジャーボート対策は、福岡県が撤去に向けた取組に本格的に着手し改善されたものの、今後も継続した監視を実施します。また、福岡県において重点撤去区域の指定に向けた準備が進められています。
- e 町内を流れる小河川や水路は、浸水対策及び貴重な水辺空間として計画的な改修整備を進めます。また、改修整備に合わせて、ある程度流水があればどこでも発電できる小水力発電の設置・活用により、周辺の道路・公園等の街路照明用電力として、さらに、小河川の水位計・水位センサーの電源として供給するなど、自然環境への負荷が少ないスマートシティの取組の一つとして検討します。

エ 下水道の方針

(ア) 下水道の基本的な考え方

下水道は、生活環境の向上のみにとどまらず、河川・海岸等の公共用水域の水質を保全し、かつ、浸水を防止し、快適な生活と良好な環境を確保していく上で必要な都市の基盤施設であるため、本町の下水道計画に基づき公共下水道の整備を積極的に推進します。

また、公共下水道事業計画区域外の地区などについては、浄化槽の設置を促進します。

【関連する SDGs】



(イ) 下水道の整備方針

a 下水道整備の推進

- (a) 公共下水道事業計画区域の早期概成を図るため、計画的な整備を推進します。
- (b) 公共下水道事業整備済み区域については、水洗化の促進に努めます。
- (c) 下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設全般の改築更新を計画的に実施し、公共下水道施設の適正な維持管理に努めます。
- (d) 福岡市に処理を委託している新宮処理区については、市街地の拡大計画に併せて中央処理区との区域の再編または新宮中央浄化センターでの処理など、福岡市とも協議しながら検討していきます。
- (e) 新宮中央浄化センターの機能増設時期については、下水道整備計画に基づく公共下水道事業計画区域の拡張による今後の汚水量の推移を注視しながら検討していきます。
- (f) 東部地域（的野・立花口・花立花地区）については、浄化槽設置等あらゆる下水道の整備方法について検討します。
- (g) 公共下水道事業計画区域外の地区における浄化槽については、補助制度に基づいて設置及び施設の適性な維持管理を促進します。
- (h) 相島地区は、既設の漁業集落環境施設である相島浄化センターの計画的な維持管理と機能維持を図ります。

b 浸水対策と雨水流出抑制施設整備の推進

- (a) 浸水被害軽減を図るため、対策の必要箇所では管渠整備やポンプ設置などの雨水施設整備を進めるとともに、避難のためのガイドラインの作成やハザードマップによる危険箇所周知などのソフト対策も併せて推進します。
- (b) 夜臼地区や新宮東地区などの一部で地形的に低地で浸水対策の必要な地区については、現況水路の改良による機能向上に努めるとともに、雨水調整池、雨庭やスウェールなど雨水流出抑制施設の整備を併せて検討していきます。
- (c) 新たな公共施設の建築、大規模な宅地開発行為等の際には、雨水の流出を抑制するため、雨庭やバイオスウェールなどグリーンインフラの取組として雨水の一時貯留や地下浸透施設の整備を進めるとともに、民有地においても、雨水貯留やバイオスウェールなどの雨水流出抑制型施設の設置を促進します。

オ その他公共施設等の方針

(ア) その他公共施設等の基本的な考え方

住民に関わりの深いごみ処理施設、上水道や、教育・文化・福祉施設、漁港施設などについては、今後も計画的な整備・維持管理を行います。

【関連する SDGs】



(イ) その他公共施設等の整備方針

a ごみ処理施設等

- (a) ごみ処理施設については、玄界環境組合（古賀市、福津市、宗像市、新宮町）の古賀清掃工場において広域的に処理を行っています。今後も環境負荷の軽減や経済性、安全性等に配慮したごみ処理施設の適切な維持・管理に努めます。また、現施設の老朽化等に伴い、検討している新ごみ処理施設は、施設整備基本構想に基づき、令和 15 年度の施設稼働を目指します。
- (b) 低炭素都市づくりへの配慮や循環型社会構築のため、廃棄物になるものの拒否（Refuse）、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、修理（Repair）、再生利用（Recycle）の 5R 活動を進めます。

b 上水道等

- (a) 安全で良質な水の安定供給のため、広域的な水資源として福岡地区水道企業団や北九州市水道用水供給事業からの受水の確保と維持に努めます。
- (b) 町内における上水道整備はおおむね完了しているため、今後は老朽管を含む施設を計画的に更新するとともに、災害に強い強靱な水道施設の構築及び安定的な経営を目指します。
- (c) 相島簡易水道については、今後必要となってくる浄水場施設等の更新について、計画的に進めていきます。

c 漁港施設

- (a) 漁業生産基盤としての漁港機能の充実、渡船場の施設の改善、湊川河口のプレジャーボートの不法係留対策としての係留施設の設置検討など、漁港関連施設の整備を図ります。
- (b) 近年の海洋レジャー等の進展、相島観光客の増加などに対応するため、漁業者と十分調整しながら、漁業振興、地域振興につながる漁港施設の新たな活用方法を検討します。

d 公共公益施設

- (a) 教育施設については、こどもたちが安全・安心で快適に学習に取り組めるよう施設の安全対策等に努めます。
- (b) 図書館については、住民が生涯にわたり学習の場、憩いの場として利用することができるよう、住民ニーズに応じた図書資料等の充実や施設環境の維持に努めます。
- (c) 社会体育施設については、住民が生涯を通じてスポーツに親しむことができるよう、関係団体と協議しながら施設の充実を図ります。また、老朽化し更新を検討しなければならない施設の整備・改修に当たっては、民間活力なども活用しながら進めていきます。
- (d) 医療施設については、良質な医療サービス及び政策的医療（救急医療、小児医療、災害時医療）の提供や災害時の体制強化を図るため、関係機関等によるネットワーク強化を図ります。
- (e) 介護・福祉施設については、これらの機能の更なる連携や地域における支えあいの体制づくりを進めるため、地域包括支援センターの機能充実や関係機関等によるネットワークの強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- (f) 子育て支援施設については、待機児童の解消、変化し続ける幼児教育・保育ニーズに対応するとともに、町立施設としての役割を踏まえ、幼稚園、保育所等において、その提供体制を再考しながら整えます。また、地域における子育て支援など、こどもの居場所づくりや病児保育などの支援施設の充実を推進します。
- (g) 地域の集会所などコミュニティ施設については、地域における防災・防犯活動等の拠点として機能の充実を図ります。
- (h) 新宮ふれあいの丘公園内のふれあい交流館については、多世代間の交流の場や健康増進を図る施設として活用することはもちろん、高齢者の就労支援の場や災害時の避難場所など幅広く活用方法を検討し活用していきます。
- (i) スマートシティの取組として、災害発生時の緊急情報伝達手段の確保、また、町政情報や観光情報等の発信力強化の観点から、公共公益施設等に公衆無線 LAN 環境の整備を検討します。



【玄界環境組合 古賀清掃工場】



【新宮北小学校】



【新宮東中学校】



【ふれあい交流館】

(3) 市街地の開発・整備の方針

ア 市街地の開発・整備の基本的な考え方

市街地の開発・整備に当たっては、コンパクトシティの考え方にに基づき、都市施設の方針との整合を図りながら、地域の特性、市街地形成の経緯等を踏まえた事業手法等を柔軟に適用することで、誰もが住み続けたいと思える良好な住環境の形成と、産業が立地しやすい活力ある都市空間の形成を目指します。その際に地区計画制度、建築協定、緑地協定等の法律に基づく制度の活用を図り、地区住民等に対して、制度の紹介や支援を行います。

【関連する SDGs】



イ 市街地の開発・整備の方針

(ア) 土地区画整理事業等の推進

- a 都市計画道路三代・的野線沿線の三代地区については、隣接する新宮東中学校・新宮ふれあいの丘公園等の防災活動拠点と連携した災害支援活動拠点市街地として、新たな市街地形成を目指します。また、この市街地には、避難活動に必要な支援物資の提供やストックヤード、あるいは避難者の健康維持のための支援機能を有する施設の立地誘導を図ります。
- b 都市計画道路湊・三代線沿線の湊・下府地区については、沿道に周辺住宅地の生活利便施設の立地誘導を図りつつ、良好な市街地の形成を目指します。

(イ) 地区計画等の手法による市街地整備の推進

- a 三代地区及び湊・下府地区については、土地区画整理事業に加え、地区計画に基づく市街地整備を進め、計画的な秩序の下に安全で良好な住環境の形成を図ります。
- b 新宮ふれあいの丘公園北側から県道小竹下府線までの上府地区については、まちの骨格軸の形成として、防災活動拠点と連携した新たな市街地形成を検討します。
- c 都市計画道路三代・的野線沿線の立花口谷口地区（旧立花口ゴルフ場計画地）については、主要地方道筑紫野古賀線沿線、また、新宮スマートインターチェンジ（仮称）の設置区域に隣接することから地区計画に基づく市街地整備を進め、日常生活に必要な都市機能や工業・流通業務施設等の立地を目指します。また、立地に当たっては、周辺の営農環境や景観にも十分に配慮し検討します。
- d 国道3号沿線西側丘陵地の福岡市に隣接する原上地区は、幹線道路沿いのポテンシャルを活かし、地区計画に基づく、大規模流通業務施設等の立地を目指します。

(ウ) 中心市街地（中心拠点）における都市機能の誘導・集積

- a JR 新宮中央駅周辺は、まちの中心拠点として、日常生活における利便性の維持・向上のため、都市機能の誘導・集積を図るとともに、その周辺における居住の誘導についても併せて推進します。

(I) 良好な居住環境の形成

a 安全で快適な居住環境形成の推進

- (a) 住環境や防災機能の向上を図るため、地域の実情に応じて、狭あい道路の改善や公園の確保、建物の耐震化等を促進します。
- (b) コモンライフ、湊坂、桜山手、花立花、杜の宮等をはじめとする良好な住宅地は、今後も建築協定や緑地協定の延長や新設を誘導するとともに、地区計画制度の活用を図ることにより、個性ある美しい低層住宅地の維持・保全を図ります。

b 高齢者、障がい者などにやさしい住まいづくり

- (a) 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日常生活の基礎となる住宅の改善などを支援するとともに、関係機関と連携し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- (b) 高齢者が増加する中で、戸建住宅に比べて管理がしやすい共同住宅への住み替えニーズの増加、住宅の確保が困難な高齢者の増加等も想定されることから、民間事業者等との連携による居住支援の仕組みづくりや高齢者が暮らしやすい住宅の供給を促進します。

c 空き家対策

- (a) 既存の住宅地においては、今後増加することが想定される空き家等の活用を促進するため、所有者と利用希望者をマッチングする仕組みを構築し、また管理不全な空き家や特定空き家等の所有者への適切な助言や指導の実施など、住宅ストックの有効活用と空き家の適正管理を進めます。
- (b) 空き家の中には、歴史的建造物として価値の高いものも存在するため、観光振興や地域の交流拠点として整備・活用を推進します。

(オ) 企業・商業施設の誘致

- a 商工業の活性化により、雇用機会の拡大を図るため、土地利用方針に基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、企業の新規立地に対する支援に取り組むなど企業誘致を推進します。



【三代地区から望む市街地】

(4) 景観形成の方針

ア 景観形成の基本的な考え方

豊かな水や緑の景観資源が市街地と近接しているという、本町の特徴を活かした魅力ある都市景観を住民・事業者・行政との連携により形成していきます。

【関連する SDGs】



イ 景観形成の方針

(ア) 良好な都市景観の形成

- a JR 新宮中央駅周辺は、本町の顔となる中心拠点であることから、これを中心に魅力ある都市景観を形成し、本町の賑わいの創出につなげます。
- b 地域のシンボルとなる公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設が、地域の景観形成の先導的な役割を果たすよう、周辺環境と調和した質の高いデザインを目指すとともに、良好な景観を維持します。
- c コモンライフ、湊坂、桜山手、杜の宮地区の住宅地は、建築・緑地協定が締結され、住民が主体的に美しい街並み景観づくりに努めている住宅地です。また、花立花や中央駅前地区などの低層の住宅地も緑の多い良好な街並み景観を見せています。このため、今後もこの街並み景観の保全に対して住民とともに取り組みます。

(イ) 地域資源を活かした景観の保全・形成

- a 新宮海岸、立花山、相島をはじめとした自然景観は、本町を代表するシンボリック景観であり、今後も未来へつなぐべき優れた景観として保全に努めます。
- b 歴史的景観、都市的景観、水辺景観、田園景観、森林景観など、本町の地域資源を活かした新宮町らしい景観の保全・形成を図ります。

(ウ) 屋外広告物の適正な規制・誘導

- a 屋外広告物については、福岡県屋外広告物条例や将来策定予定の景観条例・景観計画に基づき、周辺環境と調和すべく、適正な規制・誘導を図ります。

(エ) 協働による景観形成

- a 景観づくりは、住民・事業者・行政の協働作業であり、目指す景観像を三者で共有する必要があります。このため、景観づくりの主体である三者が景観に対する意識を高め、身近な暮らしや事業活動の中から目指すべき景観像を見出しながら、協働で景観づくりに取り組んでいくことにより、住民に永く親しまれ、愛される景観形成を目指します。
- b 地域主体による景観形成を図るため、住民と協働による花いっぱい運動、里山保全活動や美化・清掃活動とともに、建築協定や緑地協定などの活用にも努めます。

(カ) 景観条例の制定、景観計画の策定

- a 本町の特徴を活かした魅力ある景観を次世代へ引き継ぐため、景観条例や景観計画を策定し、住民・事業者と連携して保全に努めます。



【建築・緑化協定が締結された杜の宮地区】



【新宮海岸 楯の松原】



【立花口地区の田園風景】

(5) 安全・安心なまちづくりの方針

ア 安全・安心なまちづくりの基本的な考え方

近年、多発する自然災害に対して、防災・減災に関する取組等を継続して進めるとともに、犯罪の未然予防につながるまちづくりや地域の防犯性の向上を図ることにより、誰もがより安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

【関連する SDGs】



イ 安全・安心なまちづくりの方針

(ア) 都市防災の方針

a 防災活動拠点等の整備

- (a) 三代・上府地区における新宮東中学校・新宮ふれあいの丘公園等を核とする防災活動拠点整備については、住民の安全・安心を守る本町の最も重要な事業として位置付けており、令和5（2023）年3月に着手した三代土地区画整理事業と密接に連携し、防災活動や災害発生時の避難支援活動の拠点として早期整備を推進します。
- (b) 防災機能を有する新宮ふれあいの丘公園の区域を拡大し、防災活動拠点としての更なる機能の充実を推進します。
- (c) 立花口地区新宮スマートインターチェンジ（仮称）周辺開発事業に併せて、東部地域の土砂災害時の緊急避難場所となる防災拠点の整備を検討し推進します。

b 防災基盤の整備

- (a) 「新宮町地域防災計画」に基づき、国、福岡県、警察、消防、関係機関等との連携を密にしながら、災害発生時の応急・復旧体制の想定も含め、本町の防災体制の強化を図ります。
- (b) 大規模な災害が発生した場合に迅速に復興できるよう事前復興まちづくり計画の策定を検討します。
- (c) 災害時の連携体制の強化を図るため、町域・県域を越えた市町村との広域的な相互応援体制の充実や、事業所や関係団体との食料・物品の供給等に関する協定締結を進めます。
- (d) 住民に迅速かつ正確に情報を伝達するため、防災行政無線や電子メール、公式 LINE 等による仕組みづくりを推進するとともに、災害発生時の情報伝達・収集手段の確保のため、衛星電話など既存インフラによらない通信環境の整備の検討や、被災状況等を迅速に把握できる情報収集体制を構築します。
- (e) 地域ごとに防災備蓄倉庫などの防災施設を整備し、都市防災の強化に努めます。

c 避難機能の強化

- (a) 避難場所などの機能を有する公園の整備や、防災拠点における機能の充実と維持・管理を推進します。

- (b) 災害応急対策に従事する車両等の通行を確保するため、緊急輸送路となる幹線道路の整備や適切な維持管理を推進します。
 - (c) 避難通路の安全性を確保するため、避難所等へ接続する生活道路の整備を推進します。
 - (d) 災害時における住民等の生命や財産を守るため、女性やこども、高齢者、障がい者、外国人などにも配慮した防災対策に努めるとともに、備蓄品の充実を図ります。
- d 構造物等の防災対策
- (a) 安定的な上水道の供給を行うため、水道施設や避難所・病院などの重要給水施設に至る水道管を優先して耐震化工事を行うなど、災害時や緊急時に備えた水道施設の整備を進めます。また、応急給水等の確保について、福岡都市圏や近隣市町との応援体制等の充実を図ります。
 - (b) 下水道施設の地震に対する安全性を図るため、「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、下水道施設の整備・維持を図ります。
 - (c) 水害を防止するため、河川における流水断面の確保と護岸の改修・補強や、雨水の貯留施設や浸透施設など流出抑制施設の整備を実施します。
 - (d) 地震災害等に対応するため、消防水利の耐震性強化を推進します。
- e 災害に強い市街地の形成
- (a) 建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震診断・改修補助制度の活用を促進します。
 - (b) 市街地の不燃化を促進するため、耐火・準耐火建築物への建替え誘導による市街地火災延焼防止・遅延を図ります。
- f 建築物の耐震化
- (a) 防災体制の強化や災害時の行政機能維持に向け、今後も公共施設の耐震化を推進します。
 - (b) 教育施設については、耐震化工事は完了しているものの、今後も児童・生徒の安全を確保し、災害時における避難所としての機能を維持するため、適切な管理を推進します。
- g 防災意識の高揚と地域防災体制の充実
- (a) 災害時における地域住民の避難を促すため、「避難のためのガイドライン」の作成、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」や地域の自主的な避難所運営を図る「避難所運営マニュアル」の周知徹底を図ります。
 - (b) ハザードマップの活用促進等により、危険箇所の周知徹底に取り組むとともに、出前講座等の実施により、防災意識の高揚に努めます。
 - (c) 自主防災体制の強化・育成を図るため、自主防災組織や避難行動要支援者への支援組織の設置を促進するとともに、地域での防災訓練の実施を促進します。
 - (d) 事業所などにおいては、従業員、利用者などの安全を確保するため、自主的な防災体制を整備するとともに、災害の影響を抑えるため、事業継続計画 (BCP) の策定を促進します。
- (i) 防犯まちづくりの方針
- a 防犯に配慮した環境づくりの推進
- (a) 公共建築物、道路、公園等の公共施設の整備や維持管理に当たっては、施設や植栽の配置に配慮して見通しの確保に努めるとともに、防犯灯や防犯カメラなどの設置を推進します。
 - (b) 防犯まちづくりの推進に当たっては、防災、景観等様々なまちづくりとの連携に努めます。
- b 協働による防犯まちづくりの推進
- (a) 地域におけるコミュニケーションを促し、住民の防犯意識や積極的な防犯活動への意欲

を一層高めるため、防災行政無線やメール配信サービス等の活用による防犯に関する情報の積極的な発信に努めます。

- (b) 防犯パトロール等の住民による地域の監視力を高める努力等により、住民同士が助け合い、長期的な取組が可能な住民・事業者・行政の協働による防犯まちづくりを進めます。

(6) 環境保全の方針

ア 環境保全の基本的な考え方

町の貴重な財産である白砂青松の海岸線を有する新宮海岸や相島、クスノキの原生林を抱く立花山などの豊かな自然と、誰もが安心して暮らせる生活環境を未来永劫持続させるために、住民、事業者、行政が一体となって、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す町として、令和4（2022）年2月に新宮町ゼロカーボンシティ宣言を行いました。今後は、コンパクトな市街地の形成等による二酸化炭素排出量の削減、省エネルギー化やクリーンエネルギーの利用促進、5R（Refuse、Reduce、Reuse、Repair、Recycle）の推進など、循環型社会、低炭素社会の実現に向けた取組を全町的に進めます。

また、併せて自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラに関する取組を推進し、持続可能な循環型社会、低炭素社会の実現を目指します。

【関連する SDGs】



イ 環境保全の方針

(ア) 低炭素都市づくりの推進

- a 住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）の設置促進、災害時の非常電源となる電気自動車の普及・促進など、クリーンエネルギーの普及や省エネルギー化を推進します。
- b 温室効果ガス排出量の削減など、環境負荷軽減に向けた住民・事業所等の取組への支援や意識啓発に努めます。
- c 自動車の排出ガスの削減を目指すため、交差点の改良や鉄道と道路の立体交差化などのボトルネック対策に取り組むとともに、アイドリングストップ促進に向けた啓発に努めます。
- d 廃食用油や植物燃料から精製されるバイオディーゼル燃料の活用を促進します。
- e 公共団体や事業所等においては、コミュニティバスのEV化など、燃費及び排出ガス性能が優れた環境負荷の小さい自動車の普及を促進します。
- f 行政が率先して、電気、ガソリンなどの計画的な使用削減と、公共施設や公共空間におけるLED照明への更新等省エネ効果の高い機器などの導入を推進します。

(イ) ごみの適正処理と環境汚染の防止

- a 環境負荷の軽減や経済性、安全性等に配慮したごみ処理施設の適切な維持管理に取り組みます。
- b 資源ごみの分別収集の強化による循環型社会の構築を推進します。
- c 一般廃棄物の処理対策について、「新宮町ごみ処理基本計画」に基づき継続して取り組みます。
- d 事業系廃棄物について、事業所等の責任による適正処理の周知徹底を図ります。
- e 5Rの考え方・実践方法などについて、住民や事業所等へ周知を行い、ごみの減量やリサイクルの促進を図ります。
- f 災害発生時において、大量に発生すると予想される廃棄物については、「新宮町災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図ります。

(ウ) 住民による環境美化の推進

- a 新宮町クリーン作戦の開催など、住民、団体、事業所等との協働による環境美化活動を推進します。
- b 住民への環境美化意識の啓発や、地元行政区や事業所、ボランティア団体などが主体的に取り組む清掃活動への支援、悪質な不法投棄の解消に向けた取組を推進します。

(I) 公害防止対策の推進

- a 企業活動による産業型公害の発生防止に向け、事業所などの固定発生源に対して、関係機関と連携しながら規制・指導を行います。
- b ダイオキシン類をはじめとする有害物質（ガス）の排出を防止するため、野外焼却行為の規制・指導を行い、廃棄物等の適正な処理を推進します。



【資源ごみの分別収集】



【人丸公園の美化活動】



【新宮海岸でのクリーン作戦】